

## 学校法人 SBC 東京医療大学 役員報酬規程

〔 平成 21 年 12 月 12 日  
法人規則 第 44 号 〕

### (目的)

第 1 条 この規程は、学校法人 SBC 東京医療大学の寄附行為に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- 4 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- 5 役員の報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- 6 役員の業務上生じた旅費は報酬には含まれず、学校法人 SBC 東京医療大学旅費規程を準用する。

### (報酬等の支給の決定方法)

第 3 条 役員の報酬等の支給は次の通り決定する。

- 2 役員の報酬の支給は、理事会および評議員会の議を経て理事長が決定する。
- 3 役員の退職慰労金の支給は、理事会および評議員会の議を経て理事長が決定する。

### (報酬の額の算定方法)

第 4 条 役員の報酬の額は、次のとおり算定する。

- 2 理事長の役員報酬額は、別途基準により理事会および評議員会の承認を経て決定する。
- 3 理事長の役員報酬は、理事長としての基本的役割（教育・研究・地域貢献といった大学の使命を達成するため大学を代表し、財務および人事において経営を支え安定的な運営を維持する）に対する給与および、その運営に関わる一切の責任と賠償、そして業務を円滑にするための活動費等を包括した額とする。
- 4 理事長を除く常勤の役員の報酬額は、理事会への出席など法人運営のための業務への貢献度により算定する。この場合、常勤の役員としての業務が定例業務以外に存在することを条件とし、それを満たさない場合は支給されない。
- 5 理事長を除く常勤の役員の報酬額は、理事会および評議員会の議を経て理事長が決定する。
- 6 非常勤の役員の報酬額は、理事 5 万円および監事 3 万円とする。
- 7 非常勤の役員の報酬は、理事会の出席により支給される。

### (退職慰労金の額の算定方法)

第 5 条 役員の退職慰労金の額は次の通り決定する。

- 2 役員の退職慰労金の額は、理事会への出席など法人運営のための業務への貢献度により算定する。
- 3 役員の退職慰労金の額は、理事会および評議員会の議を経て別表に定める算式により算出される額とする。

4 役員に対する退職慰労金は、連続2年以上の役員任期を果たすことで支給される。

5 非常勤の役員にはSBC東京医療大学退職金規程に則り退職慰労金は支給されない。

(退職慰労金の支給制限)

第6条 次の各号の一に該当する場合には、退職慰労金は支給しない。

(1) 懲戒による免職

(2) 禁固以上の刑に処せられたことによる退職

(3) 任期2年未満の退職または死亡

2 役員が退職後、在職中の勤務に関し、懲戒による免職処分を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、既に支給した退職慰労金を返還させ、または退職慰労金を支給しないことができる。

3 役員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職慰労金は支給しない。ただし、判決の確定によって禁固以上の刑に処せられなかったときは、退職時に支給すべきであった退職慰労金を支給する。

(報酬等の支給方法等)

第7条 役員の報酬等の支給方法はSBC東京医療大学給与規程およびSBC東京医療大学退職金規程を準用する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、私立学校法に定める役員に対する報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、平成21年12月12日より施行する。

2 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

3 この規程は、2019年6月20日より施行する。

4 この規程は、2020年4月1日より施行する。

5 この規程は、2022年3月24日より施行する。

6 この規程は、2022年12月26日より施行する。